

お客様各位

「防火設備定期検査・報告制度」が施行されました！

建築基準法の改正が交付され、平成 28 年 6 月 1 日より

防火設備(防火・防煙シャッター及び防火扉等)は、専門的な定期検査、報告が必要となりました。この背景には下記の火災事故が関係しています。

- ・平成 25 年 2 月 長崎市のグループホームにおける火災
- ・平成 25 年 10 月 福岡市の診療所における火災

～～防火設備点検が強化された背景～～

建築物や建築設備等についての定期検査・検査制度を強化し
防火設備についての検査の徹底などを講じる事とした。

【要点 1】

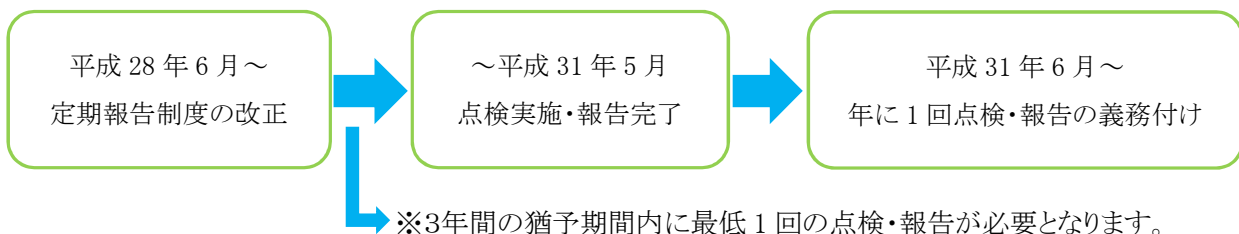
定期調査・検査資格者が法律に位置づけられ、国が該当者に対して「資格者証の交付」や「調査等に関して不誠実な行為をした時などの資格証の返納命令」など監督を行う事となった。

【要点 2】

防火設備について、専門的な知識と技能を有する者が点検する仕組みが導入された。

「新たに検査点検基準の導入」と「国の指定検査対象建築物の見直し」により
防火設備について機器の動作が正常に作動しない事による事故を防ぎます。
火災による被害を防ぐためには「消防設備点検」と「防火設備点検」の実施が必要です。

【防火設備点検の流れ】



防火設備点検についても新潟県内の消防・防災設備の点検、修繕並びに保守を行う
新潟ノーミ株式会社にて早急にご対応させていただきます。

点検は必ず有資格者(防火設備検査員)が行う必要があります、当社にも有資格者がおります。
点検に際してのご依頼ご質問等、既に特定行政庁より通知等ございましたら下記連絡先へ
ご一報ください！



新潟ノーミ株式会社

〒950-0088 新潟市中央区万代3丁目6番8号

TEL:025-243-1005 FAX:025-243-1130